平成２６年（フ）第２４４号
岐阜市早田東町４丁目26番地　レジオン東町301号室
破産者　下地ゆかり
1　決定年月日　平成26年11月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
岐阜地方裁判所

平成２４年（フ）第８６号
静岡県富士市松岡350番地の10
破産者　有限会社住
1　決定年月日　平成26年11月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
静岡地方裁判所富士支部

平成２６年（フ）第４１号
三重県度会郡度会町平生1172番地１、開始決定時の住所三重県伊勢市小俣町明野482番地７
破産者　鳥羽　充広
1　決定年月日　平成26年11月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
津地方裁判所伊勢支部破産係

平成２６年（フ）第６７号
三重県志摩市磯部町山原818番地
破産者　三橋さゆり
1　決定年月日　平成26年11月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
津地方裁判所伊勢支部破産係

平成２６年（フ）第７１号
三重県鳥羽市岩倉町52番地、前住所三重県鳥羽市鳥羽４丁目12番10号
破産者　宮向井幸雄
1　決定年月日　平成26年11月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
津地方裁判所伊勢支部破産係

平成２６年（フ）第５７０号
京都市中京区三条通柳馬場東入ル中之町６番地　柳馬場有本ビル２階
破産者　有限会社エスシー・ホーム・タウン・ハイ・ファイ
1　決定年月日　平成26年11月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２６年（フ）第２５２号
奈良県天理市柳本町135番地
破産者　株式会社エス。アンド。ダブリユウタツミ
1　決定年月日　平成26年11月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
奈良地方裁判所

平成２６年（フ）第２３５号
岡山県加賀郡吉備中央町尾原672番地
破産者　斎藤　邦彦
1　決定年月日　平成26年11月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
岡山地方裁判所第３民事部

平成２５年（フ）第１０９７号
広島市佐伯区三宅３丁目２番22号
破産者　株式会社ドゥ・コーヒーあさみや
1　決定年月日　平成26年11月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
広島地方裁判所民事第４部

平成２６年（フ）第１５５号
愛媛県西予市宇和町卯之町２丁目289番
破産者　有限会社咲田屋
1　決定年月日　平成26年11月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
高松地方裁判所民事部破産・再生係

破産手続廃止及び免責許可決定

平成２６年（フ）第８０３号
北海道虻田郡洞爺湖町栄町93番地11、開始決定時の住所札幌市中央区南５条東３丁目10番地　戸佐ビル305号
破産者　成田　　忍
1　決定年月日　平成26年11月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所民事第４部

平成２６年（フ）第４２号
北海道北見市北６条西４丁目10番地２　北口マンション２号館１Ｆ―15号
破産者　橋本　正行
1　決定年月日　平成26年11月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
釧路地方裁判所北見支部破産係

平成２６年（フ）第１９号
岩手県九戸郡軽米町大字軽米第３地割50番地
破産者　舘下美香子
1　決定年月日　平成26年11月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
盛岡地方裁判所二戸支部

平成２６年（フ）第２８９号
埼玉県朝霞市三原３丁目31番68号　ル・アール志木306
破産者　安部　文博
1　決定年月日　平成26年11月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２６年（フ）第６４３号
埼玉県北足立郡伊奈町寿１丁目338番地　パルテール・シン202、破産手続開始決定時の住所さいたま市浦和区北浦和１丁目11番７―310号
破産者　岡本　　渉
1　決定年月日　平成26年11月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２６年（フ）第７８９号
埼玉県北本市本町８丁目138番地１　ルプチ―ニ松岡Ⅱ―202
破産者　竹内　　光
1　決定年月日　平成26年11月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２６年（フ）第８７４号
埼玉県久喜市久喜東２丁目15番14号
破産者　上野　文男
1　決定年月日　平成26年11月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２６年（フ）第１０４号
福井県あわら市温泉５丁目201番地
破産者　北川　勝子
1　決定年月日　平成26年11月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福井地方裁判所民事部破産係

平成２６年（フ）第１１４号
福井県南条郡南越前町湯尾第28号４番地の１
破産者　川村　英治
1　決定年月日　平成26年11月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福井地方裁判所民事部破産係